

第5次大仙市地域福祉計画・
第6期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画 概要版

1 策定の趣旨及び主な改正事項 (P1他)

- (1) 「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による地域全体での支え合いを推進し、「地域共生社会」の実現を目指す。(P1)
- (2) 計画の期間を、これまでの3年間から6年間にすることでPDCAサイクルを回す十分な時間を確保する。(P4)
- (3) 改正社会福祉法第106条の4に規定する「重層的支援体制整備事業」を実施し、あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援体制を推進する。(P31)

2 計画の位置付け (P1～P3)

- (1) 地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画であり、各福祉計画の上位計画。
- (2) 第4次地域福祉計画と同様、大仙市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体型計画として策定する。

3 計画の期間 (P4)

6年間(令和6年度～令和11年度)

4 地域福祉の担い手 (P23～P24)

- (1) 一人ひとりが地域福祉の受け手であるとともに、担い手としても活躍することで、地域に関わるすべての人がそれぞれの役割を持ちつつ連携を図り、地域福祉の取組を推進していく。
- (2) 地域における支え合い体制の構築は、お互いに顔の見える日常的な範囲内で行われることから、第4次地域福祉計画と同様、単位自治会・町内会等を地域の基礎単位とする。



閲覧用

5 計画の展開 (P25～P60)

基本理念のもと、3つの基本目標の達成を目指し、5つの基本方針に沿って計画を展開します。

